# 通所介護サービス重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人概要）

| | |
|---|---|
| 法人名（事業者名） | 社会福祉法人　富士市社会福祉協議会 |
| 主たる事務所所在地 | 富士市本市場432-1 |
| 代表者(職名・氏名) | 会長　渡邉　泰明 |
| 設立年月日 | 昭和41年11月1日 |
| 電話番号 | 0545-64-6600 |

2. 事業所概要

| | | |
|---|---|---|
| 事業所名 | 富士川デイサービスセンター | |
| 所在地 | 富士市中之郷4100-1 | |
| 提供サービス及び介護保険事業者番号 | 指定通所介護 | 静岡県　2272301595　号 |
| 管理者及び連絡先 | 植松　信二 | 0545-81-0294 |
| サービス提供地域 | 富士市内 | 定員　40人 |

3. 事業の目的と運営方針

| | |
|---|---|
| 事業所名 | 富士川デイサービスセンター |
| 事業の目的 | 事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護及びその他の生活全般にわたる援助を行います。併せて、事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |

4. 事業所の職員体制等　（令和6年4月1日現在）

| 職種 | | 従事するサービスの種類、業務 | 人員 |
|---|---|---|---|
| 管理者 | | 事業の適切な管理運営 | 1 名 |
| 職員内訳 | 生活相談員 | 通所介護計画の作成、当該事業の提供 | 1 名以上 |
| | 看護職員 | 健康状態を把握、当該事業の提供 | 1 名以上 |
| | 介護職員 | 当該事業の適切な提供 | 6 名以上 |
| | 機能訓練指導員 | 機能訓練計画の作成、当該事業の提供 | 1 名以上 |
| | 運転士 | 利用者の送迎 | 1 名以上 |
| 事務担当者 | | 介護保険の請求等事務全般 | 1 名以上 |

5. 営業日時

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで（祝祭日も営業）<br>ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前8時15分から午後5時00分まで |
| サービス提供時間 | 午前9時15分から午後4時30分まで |

6. サービスの内容

(1) 「通所介護サービス」は、事業所が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上のお世話並びに機能訓練等を行うサービスです。

(2) 事業者は、前述の施設にてサービスを提供します。

(3) サービス提供にあたっては、通所介護計画書に沿って計画的に提供します。

7. 管理者等

サービス提供の管理者及び責任者は、下記のとおりです。

なお、サービスについてご相談やご要望がある場合には、どんなことでもお寄せください。

管　理　者　氏名：　植　松　信　二
サービス責任者　氏名：　山　下　美　雪　｝連絡先（電話）：0545-81-0294
氏名：　秋　山　有　香

8. 要望・苦情申立窓口の体制

8時15分から17時までは、事務所内に設置し、事業所の管理者及び生活相談員等の職員が要望・苦情相談等の対応にあたります。

苦情の申し出又は相談があった場合には、社会福祉法人富士市社会福祉協議会苦情取扱要綱に定める手順に従い、迅速かつ丁寧に行います。

苦情申立窓口

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利用者相談窓口 | 事業所名 | 富士川デイサービスセンター | |
| | 所在地・電話番号 | 富士市中之郷4100番地の1 | 0545-81-0294 |
| | 管理者 | 植松　信二 | |
| 介護保険課 | 所在地・電話番号 | 富士市永田町1-100 | 0545-55-2767 |
| 福祉総務部<br>福祉指導室 | 所在地・電話番号 | 富士市永田町1-100 | 0545-55-2863 |
| 静岡県国民健康保険団体連合会 | 所在地・電話番号 | 静岡市葵区春日2-4-34 | 054-253-5590 |

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。（当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります）

10. 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別紙 利用者負担金一覧表のとおりです。

※利用者負担金は介護報酬改正や当施設の実績に基づき変更される場合がございます。その際には速やかに文書にて説明させていただきます。

(2) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(3)利用者の介護保険料等の滞納等により、サービス利用料金全額の支払いが生じる場合があります。

11. 利用料金の口座振替

利用料金(利用者負担金)支払いについては、20日頃郵送若しくはお届けする請求書(前月利用料金)に基づき、利用者指定の金融機関の口座から月１回(毎月27日)振り替えさせていただきます。ただし、現金支払いを希望される方はお申し出下さい。

12. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止（キャンセル）をする際には、事前に前述の生活相談員若しくは管理者までご連絡ください。

事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は、サービスを中止させていただきます。

① 介護給付等対象サービスの利用に関する指示を拒む等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
② 不正な行為によって保険給付を受けている、または受けようとした場合
③ 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
・暴力又は乱暴な言動、無理な要求等、対象範囲外のサービスの強要
・介護従事者の体を触るなど、セクシュアルハラスメントに該当する行為
・介護従事者の個人情報の執拗な聞き出しやストーカー行為　　など

13. 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための必要な措置を講じます。

① 業務継続計画（ＢＣＰ）に関する責任者を選定しています。　責任者：　植松信二
② 従業者に対する感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施・再開するための計画等の策定をし、研修及び訓練を実施しています。

14. 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延防止に関する責任者を選定しています。　責任者：　植松信二
② 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止を啓発･普及するための委員会の設置や指針の整備をし、研修及び訓練を計画しています。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：　植松信二
② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための委員会の設置や指針の整備をし、研修及び訓練を実施しています。
④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. ハラスメント行為防止について

適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、ハラスメント行為への対策を講じます。

17. 身体拘束等の摘正化の推進について

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止とし身体的拘束等を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18. 秘密保持の遵守、個人情報の使用について

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者の個人情報について「個人の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、他事業所等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

19. その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは遠慮させていただきます。

20. 福祉サービス第三者評価の実施状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第三者による<br>評価の実施状況 | 1　あり | 実施日 | |
| | | 評価機関名称 | |
| | | 結果の開示 | 1　あり　　2　なし |
| | 2　なし | | |

事業者は、重要事項説明書に基づき、通所介護事業について説明しました。

令和　　年　　月　　日

事 業 所　　富士川デイサービスセンター

説 明 者

私（利用者）は、重要事項説明書に基づき、通所介護事業の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

〈 利 用 者 〉

〈 家族の代表 〉

〈 代 理 人 〉

〈 本人との続柄 〉

SMILE 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会